

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十三号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年二月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「**中**」を「**中**」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。